

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の実施結果について

## 1 意見募集の実施方法

### (1) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

### (2) 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）において公表

環境省水・大気環境局放射性物質汚染対処特措法施行チームにおいて配布

### (3) 意見提出期間

平成 24 年 12 月 27 日（水）～平成 25 年 01 月 25 日（金）の 30 日間

### (4) 意見提出方法

電子メール、F A X 及び郵送

### (5) 意見提出先

環境省水・大気環境局放射性物質汚染対処特措法施行チーム

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

直通：03-5521-9267

代表：03-3581-3351

電子メール：houshasen-tokusohou@env. go. jp

## 2. 意見募集の結果

下記のとおり

### 3. 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見の概要	意見に対する考え方
放射性物質を安全に処理する技術はないのだから、放射性物質を作り出すことに反対。	御指摘については、本改正案に対するご意見とは異なるものと考えられますが、福島第一原発事故に伴う放射性物質に汚染された土壌等の安全な処理に向けて、引き続き努力してまいります。